

質問に対する回答書⑩
東北自動車道 蓮田サービスエリア(下り線)改築工事

No	質問箇所	質問事項	回答
1	質問に対する回答書⑪-9 質問に対する回答書⑫-4 特記仕様書26-8-4 既製杭の施工(1),7)	『質問に対する回答書』より、杭施工により発生する残土の盛土場へ運搬、敷均し、整形費用は「基礎杭」の単価項目に含むという回答を頂きました。設計成果資料を参照致しますと、基礎杭の残土は土砂Aを想定されていると思われます。このため、杭施工により発生する残土は、平ダンプトラック(10t等)での運搬や仮置場での仮置きが可能な性状と考えてよろしいでしょうか。 また、実施工において、杭施工により発生した残土の性状が地下水等の影響により平ダンプトラックにて運搬できない場合には、別途協議できると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	杭施工により発生した残土は平ダンプトラックで運搬や仮置き場での仮置きが可能な性状と想定しております。 ただし、運搬機械は指定するものではないので、設計図書に示す変更がない限り、運搬機械の変更については協議対象外です。
2	特記仕様書19-2 建設副産物の活用等	『特記仕様書19-2(1)』に記載の建設副産物のうち、「建設汚泥」については約1,000m3との記載があります。特記仕様書19-2(4)より「建設汚泥の処分に関する費用については別途監督員と受注者での協議し定めるものとする」とありますので、金抜設計書に記載の項目での費用計上は無い、と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりです。
3	設計図(1/3)土工 3/115 特記仕様書17-4-3 光通信ケーブル等の確認について	現地を確認致しますと、本工事施工箇所の本線路肩には照明設備等が設置されておりました。設計図(1/3)土工3/115より、この照明設備等は掘削の影響範囲内に設置されているものと考えられます。また、特記仕様書17-4-3より、メタル通信・電源ケーブルについては令和7年2月中旬までに移設、もしくは仮設Gr添架による近接施工、とあります。 設計において、これらの設備は、施工中は存置と考えられているのでしょうか。 もし、試掘等の結果により施工に支障することが判明した場合は、その取り扱いについて別途協議できると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	支障物については工事着手前に撤去を予定しております。 ただし、試掘等により新たな支障物が判明した場合には別途協議の対象となります。
4	特記仕様書26-8 基礎杭_支払 金抜設計書 番号26 鉄筋A 設計図(2/3) 1/30、16～17/30、23～24/30	『特記仕様書26-8-6支払』より、杭頭補強鉄筋、吊り型枠は基礎杭の項目に含まれると記載されています。一方で、『金抜設計書 番号26 鉄筋A』の数量72.13tは『設計図(2/3) 1/30_蓮田サービスエリアランプ橋数量総括表』の「普通鉄筋A:50.901t」と「杭頭補強鉄筋A:2.825t+18.085t」と「吊り鉄筋A:0.315」の合計72.126tから導かれていると思われます。 杭頭補強鉄筋と吊り鉄筋の数量は、鉄筋A、基礎杭のいずれの単価項目に計上すればよろしいでしょうか。ご教示下さい。	杭頭補強鉄筋A及び吊鉄筋Aは杭基礎に計上してください。なお、本件については公告図書を訂正いたします。
5	設計図(2/3) 17/30、24/30 特記仕様書26-8-6 基礎杭_支払	『設計図(2/3) 17/30、24/30』には、杭頭部をカットオフする旨、記載があります。 『特記仕様書26-8-6支払』には、杭頭処理費についての記載がありません。杭頭処理費については基礎杭の項目にて計上することよろしいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりです。
6	設計図(2/3) 17/30、24/30 特記仕様書26-8-6 基礎杭_支払	『設計図(2/3) 17/30、24/30』には、中詰めコンクリートの数量について記載があります。 『特記仕様書26-8-6支払』にも、中詰めコンクリートについて記載がありますので、中詰めコンクリートに係る費用については、基礎杭の項目に計上することよろしいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりです。